

令和元年度決算に基づく新潟市健全化
判断比率及び資金不足比率審査意見書

新潟市監査委員

令和元年度決算に基づく新潟市健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠した審査を行った。

第2 審査の種類

地方自治体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく審査

第3 審査の対象

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点

- 1 関係法令に基づき適正に算定されているか
- 2 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

第5 審査の主な実施内容

各算定様式及び根拠資料の照合、年度比較等の分析のほか、関係職員に対する質問等

第6 審査の実施場所及び日程

- 1 実施場所
監査委員事務局執務室等
- 2 実施日程
令和2年7月31日から令和2年8月27日まで

第7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

1 健全化判断比率

健全化判断比率の各比率はいずれも早期健全化基準を下回った。

健全化判断比率は次の表のとおりである。

健全化判断比率		早期健全化基準
実質赤字比率	－（－）	11.25%
連結実質赤字比率	－（－）	16.25%
実質公債費比率	10.5%（10.6）	25%
将来負担比率	139.6%（138.0）	400%

※「－」表記は実質赤字額及び連結実質赤字額がない（＝黒字である）ため、記載すべき比率がないことを表している。

※（ ）内は前年度の比率である。

2 資金不足比率

各特別会計においては、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	－（－）	20%
水道事業会計	－（－）	
病院事業会計	－（－）	
中央卸売市場事業会計	－（－）	
と畜場事業会計	－（－）	

※「－」表記は資金不足額がないため、記載すべき比率がないことを表している。

※（ ）内は前年度の比率である。

第8 健全化判断比率の概要及び意見

1 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模）に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模①}}$$

① 標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

令和元年度決算に基づく実質赤字比率は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：減)

区分（会計名等）		令和元年度 実質収支額	平成30年度 実質収支額	比較増減
一般会計等	一般会計	3,440,593	4,306,290	△865,697
	公債管理事業会計	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	500,581	470,845	29,736
合計(a)		3,941,174	4,777,135	△835,961
標準財政規模(b)		229,508,356	230,121,929	△613,573
（うち臨時財政対策債発行可能額）		(22,782,089)	(28,431,289)	△5,649,200
実質赤字比率 (a)/(b)		—	—	—

実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が赤字である場合に算定されるが、令和元年度の一般会計等の実質収支額は黒字であることから、実質赤字比率は算定されなかった。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額又は資金不足額}}{\text{標準財政規模①}}$$

①標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

令和元年度決算に基づく連結実質赤字比率は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：減)

区分 (会計名等)		令和元年度 実質収支額又は 資金不足・剰余額	平成30年度 実質収支額又は 資金不足・剰余額	比較増減
一般会計等	一般会計	3,440,593	4,306,290	△865,697
	公債管理事業会計	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	500,581	470,845	29,736
公営企業 以外の 公営事業会計	国民健康保険事業会計	265,264	908,005	△642,741
	介護保険事業会計	998,655	2,356,907	△1,358,252
公営企業会計 (法適用)	後期高齢者医療事業会計	18,378	221,892	△203,514
	水道事業会計	6,908,460	6,490,724	417,736
	病院事業会計	9,590,018	10,353,279	△763,261
公営企業会計 (法非適用)	下水道事業会計	1,275,376	1,225,386	49,990
	中央卸売市場事業会計	3	47	△44
	と畜場事業会計	1	2	△1
合計(a)		22,997,329	26,333,377	△3,336,048
標準財政規模(b)		229,508,356	230,121,929	△613,573
(うち臨時財政対策債発行可能額)		(22,782,089)	(28,431,289)	△5,649,200
連結実質赤字比率 (a)/(b)		—	—	—

連結実質赤字比率は、各会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計額が赤字である場合に算定されるが、令和元年度の各会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計額は黒字であることから、連結実質赤字比率は算定されなかった。

3 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均であり、算定式は次のとおりである。（市の全会計に加え、新潟市が構成団体のひとつとして加入している一部事務組合、広域連合等を含む。）

実質公債費比率

$$= \frac{(\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})}{\text{⑤} - \text{④}} \text{の3か年平均（小数点第2位以下切り捨て）}$$

- ① 元利償還金 ② 準元利償還金 ③ ①又は②に充てられる特定財源
④ 算入公債費及び算入準公債費の額 ⑤ 標準財政規模

令和元年度決算に基づく実質公債費比率は、次のとおりである。

（単位：千円 比率：％ △：減）

項目	令和元年度 ア	平成30年度 イ	平成29年度 ウ	平成28年度 エ	比較増減 ア－イ
① 元利償還金	38,937,431	39,021,487	36,609,115	35,525,314	△84,056
② 準元利償還金	21,212,544	20,752,430	23,406,085	22,824,585	460,114
③ ①又は②に充てられる特定財源	6,485,950	6,213,196	7,648,392	7,598,435	272,754
④ 算入公債費及び算入準公債費の額	32,046,542	32,232,122	33,070,990	32,271,115	△185,580
⑤ 標準財政規模	229,508,356	230,121,929	226,767,037	195,004,341	△613,573
実質公債費比率（単年度）	10.94768	10.77802	9.96191	11.35622	0.16966
令和元年度実質公債費比率 （3か年平均）（ア＋イ＋ウ）/3	10.5				
平成30年度実質公債費比率 （3か年平均）（イ＋ウ＋エ）/3		10.6			

令和元年度の実質公債費比率（3か年平均）は10.5％で、前年度の10.6％を0.1ポイント下回り、早期健全化基準の25％についても大きく下回った。

3か年平均の実質公債費比率が若干良化した一方で、令和元年度は、満期一括償還地方債の積立額や公営企業債償還のための繰入の増加などで準元利償還金が4億6,011万円増加し、臨時財政対策債の減少などで標準財政規模が6億1,357万円減少したことにより、単年度では10.9％と前年度を0.2ポイント上回り、やや悪化した。

4 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。（対象会計の範囲は、実質公債費比率算定の対象会計に加え、地方公社、第3セクター等も含む。）

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①} - \text{②}}{\text{③} - \text{④}}$$

① 将来負担額 ② 充当可能財源等 ③ 標準財政規模 ④ 算入公債費等の額

令和元年度決算に基づく将来負担比率は、次のとおりである。

（単位：千円 比率：％ △：減）

項目	令和元年度	平成30年度	比較増減
① 将来負担額	922,315,961	917,373,863	4,942,098
地方債の現在高	654,359,592	637,220,681	17,138,911
債務負担行為に基づく支出予定額	10,467,161	9,976,488	490,673
公営企業債等繰入見込額	180,476,584	191,456,804	△10,980,220
組合負担等見込額	438,769	454,294	△15,525
退職手当負担見込額	76,458,622	78,102,918	△1,644,296
設立法人の負債額等負担見込額	115,233	162,678	△47,445
② 充当可能財源等	646,597,495	644,195,057	2,402,438
充当可能基金	32,389,304	29,900,792	2,488,512
充当可能特定歳入	86,795,251	93,879,677	△7,084,426
基準財政需要額算入見込額	527,412,940	520,414,588	6,998,352
③ 標準財政規模	229,508,356	230,121,929	△613,573
④ 算入公債費等の額	32,046,542	32,232,122	△185,580
将来負担比率 (①-②) / (③-④)	139.6	138.0	1.6

令和元年度決算に基づく将来負担比率は139.6％で、前年度と比較すると1.6ポイント上昇し、早期健全化基準の400％を大きく下回った。

これは、公営企業債等繰入見込額が109億8,022万円、退職手当負担見込額が16億4,430万円減少したものの、臨時財政対策債や建設事業に係る起債の増加により、地方債の現在高が171億3,891万円増加し、結果として将来負担額が49億4,210万円の増となったことなどによるものである。

第9 各事業会計の資金不足比率の概要

資金不足比率とは、公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模(営業収益の規模)に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{資金不足比率(法適用)} &= \frac{\text{流動負債等} - \text{流動資産等}}{\text{事業規模}} \\ \text{資金不足比率(法非適用)} &= \frac{\text{各会計の実質赤字額}}{\text{事業規模}} \end{aligned}$$

※法適用：地方公営企業法の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を公営企業会計方式で行っているもの。

※法非適用：地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

1 公営企業(法適用)

(1) 下水道事業会計資金不足比率

下水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：負数又は減)

区分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△1,275,376	△1,225,386	△49,990
流動負債等 a	5,105,662	9,769,523	△4,663,861
流動資産等 b	6,381,038	10,994,909	△4,613,871
事業規模 B	20,672,051	20,507,280	164,771
資金不足比率 A/B	—	—	—

(2) 水道事業会計資金不足比率

水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：負数又は減)

区分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△6,908,460	△6,490,724	△417,736
流動負債等 a	5,850,695	6,755,842	△905,147
流動資産等 b	12,759,155	13,246,566	△487,411
事業規模 B	14,383,244	14,463,749	△80,505
資金不足比率 A/B	—	—	—

(3) 病院事業会計資金不足比率

病院事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：％ △：負数又は減)

区分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△9,590,018	△10,353,279	763,261
流動負債等 a	2,574,936	2,543,590	31,346
流動資産等 b	12,164,954	12,896,869	△731,915
事業規模 B	21,531,407	21,132,952	398,455
資金不足比率 A/B	—	—	—

2 公営企業（法非適用）

(1) 中央卸売市場事業会計資金不足比率

中央卸売市場事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：％ △：負数又は減)

区分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△3	△47	44
歳出額等 a	1,238,145	1,274,019	△35,874
歳入額等 b	1,238,148	1,274,066	△35,918
事業規模 B	530,540	540,918	△10,378
資金不足比率 A/B	—	—	—

(2) と畜場事業会計資金不足比率

と畜場事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：％ △：負数又は減)

区分	令和元年度	平成30年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△1	△2	1
歳出額等 a	233,725	259,937	△26,212
歳入額等 b	233,726	259,939	△26,213
事業規模 B	134,813	137,263	△2,450
資金不足比率 A/B	—	—	—

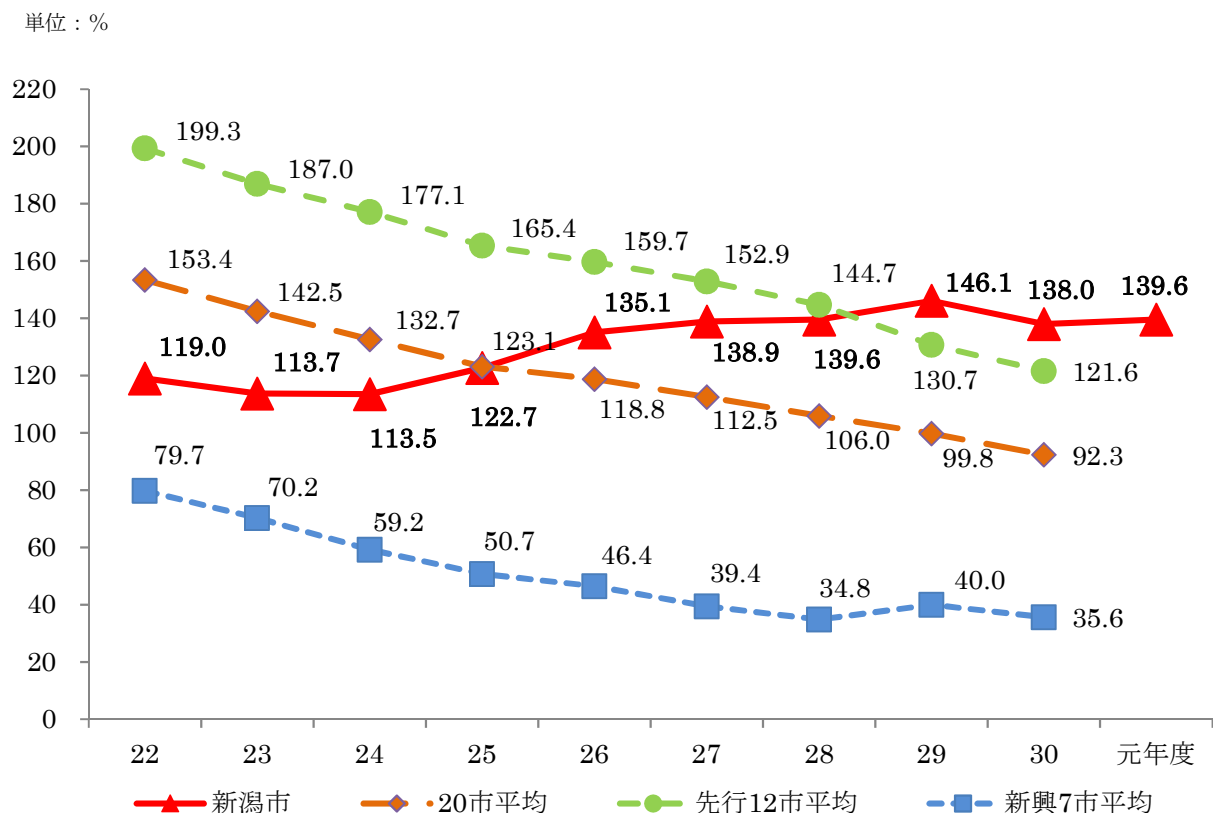
第10 総括意見

当年度における実質公債費比率は10.5%、将来負担比率は139.6%と、それぞれ早期健全化基準を下回った。

特に将来負担比率に着目すると、学校空調設備整備などにより地方債の現在高は増加したものの、下水道事業における資本費平準化債の活用拡大や、財政調整基金の積み増し等により、前年度と比べ1.6%の小幅な上昇にとどまった。しかし、政令指定都市（20市）の平均値が低下傾向にある中、本市が今後返済しなければならない負債の割合は引き続き高い状態にある。【第1図】

新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年度に基金の一部を取り崩す予定であり、その後も税収の減などさらに厳しい財政環境が予想されているが、長期的視野における財政目標を安易に後退させるべきではない。厳しい状況だからこそ、市債残高の縮減を図りつつ、将来負担比率を毎年度着実に低減することとした財政目標の達成に向けて着実に歩を進めるため、堅実な財政運営の推進に努められたい。

第1図 将来負担比率 政令指定都市比較



※先行12市：札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

※新興7市：さいたま市、相模原市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市、熊本市

※資料：「財政状況資料集」（総務省）等より作成